

電波利用料制度に関する専門調査会（第3回）議事要旨

1. 日時：平成22年5月17日(月) 10時00分～11時30分
2. 場所：中央合同庁舎2号館 11階 第3特別会議室
3. 出席者
 - (1) 構成員（敬称略）
土居 範久（座長）、北 俊一、高畑 文雄、土井 美和子、林 秀弥、三友 仁志
 - (2) 総務省
内藤総務副大臣、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山田総合通信基盤局総務課長、渡辺電波政策課長、野崎電波利用料企画室長、豊嶋移動通信課推進官、大橋放送政策課長、吉田地上放送課長、野水電波政策課企画官
 - (3) 無線局免許人（敬称略）
野田 幸雄（NHK）、今井 純（NHK）、田村 信一（民放連）、工藤 俊一郎（民放連）、永井 裕（スカパーJ S A T）、澁谷 直樹（NTT東日本）、岸本 照之（NTT西日本）
 - (4) 事務局
総合通信基盤局電波利用料企画室
4. 配付資料
 - 資料3-1 日本放送協会の説明資料
 - 資料3-2 社団法人日本民間放送連盟の説明資料
 - 資料3-3 スカパーJ S A T株式会社の説明資料
 - 資料3-4 東日本電信電話株式会社の説明資料
 - 資料3-5 西日本電信電話株式会社の説明資料
 - 資料3-6 オークション制度について
5. 議事概要
 - (1) 内藤総務副大臣挨拶
 - 「電波利用料制度に関する専門調査会」発足趣旨の概要及び、本公開ヒアリングの趣旨が以下のとおり説明された。
 - ・本会合の目的は、次期電波利用料の使途・予算規模、料額、その他措置すべき点の3点についての議論を通して、今後の電波の有効活用法について検討していくものである。今回お越しいただいた無線局免許人等の皆様にも、そうした観点から忌憚のないご意見を頂戴したい。

(2) 公開ヒアリング（各社からの説明）

○NHKより、資料3-1に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・NHKは視聴者負担の受信料で運営されている公共放送であることに鑑み、今後の電波利用料額の見直しによりNHKの負担が増えないように、適切な予算規模と効率的な事務の実施をお願いしたい。
- ・地デジ移行の環境整備については、使途として適切と考える。

【電波利用料の料額について】

- ・放送事業者は地デジ移行のために多大なる負担をしており、今後も投資が控えていることから、これらを勘案した料額の検討を要望する。
- ・NHKの公共性や、同一システム内で複数の免許人が共用する利用形態を勘案した料額の軽減措置は適当である。今後も引き続き勘案されることを要望する。
- ・H23年度以降の放送事業者の電波利用料負担は、アナログ周波数変更対策業務による追加的負担分を減ずるとともに、地デジの後年度負担の平準化及び環境整備・支援に係る経費を、現時点において再度精査した上で検討されることを要望する。

○民放連より、資料3-2に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・地デジ総合対策は国民全体を受益者とする使途であり、この総合対策の全てを放送事業者の負担割合と結び付けて考えるのは不適切である。

【電波利用料の料額について】

- ・電波利用料負担割合のアンバランスについての指摘を議論する際には、携帯電話と放送の電波利用料構造の違いを考慮する必要がある。
- ・地デジへの完全移行にかかる電波利用料に関しても過去の審議の経過を十分に尊重していただき、地デジ化に支障が出ることがないように配慮いただきたい。

○スカパーJ S A Tより、資料3-3に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・電波法の趣旨に鑑み、使途追加の際は、真に電波利用共益費用の定義に即したものであるかどうかを厳密に精査し、その費用を負担する免許人のコンセンサスの取得が必要と考える。
- ・既存の使途についても、支出の実績を踏まえて必要性を見直すことに

より、歳出予算の効率化を図るべきと考える。

- ・歳出については、昨今の周波数の逼迫状況、安全・安心のための利用の観点から、周波数の共同利用促進技術等、電波資源拡大のための研究開発や、電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務の実施等に重点的に配分すべきものとする。

【電波利用料の料額について】

- ・無線局免許の条件が同一である場合には、料額の増額率が用途の増額率を越えない等の増額を制限する仕組みの導入や、料額算定基準の見直しによる料額の低減を要望する。
- ・特に衛星の更改時において、同一周波数の同時利用は不可能であるにもかかわらず、新しい衛星と廃局になった古い衛星の両方に利用料を支払うという状況が生じている。このような状況においては電波利用料の還付も検討いただきたい。

【その他措置すべき点について】

- ・オークション制度については、既存サービスに利用されている周波数帯は、オークションの実施状況に応じてお客様への提供条件が変わるようなことも生じるため、オークション制度の利用と導入は馴染まないと考える。新規に利用を開始する周波数への導入についても、過度な競争が利用者への経済的負担を招き、電波の有効利用という目的に沿わなくなることが懸念されるため、慎重に検討すべきと考える。

○NTT東日本より、資料3-4に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

- ・固定通信の無線の使用方法は、主に離島等のエリアへの固定マイクロ波の利用、有線を敷けない場所における無線のアクセスラインでの利用、災害時等の緊急電話立ち上げに関わる衛星回線の、大きく3つの用途で使用している。
- ・ただし、老朽化した周波数帯の更改にあたっては、極力、光回線化する等無線の有効活用に協力させていただいている。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・現行の電波利用共益費用の在り方に賛同する。
- ・受益者負担という仕組みを想定すると、歳出・歳入のバランスを取ることが望ましい。
- ・ルーラルエリアにおける病院や学校等地域の重要施設に対する情報格差の解消や、周波数の有効活用や電波の安全性など電波技術に関する研究開発に更なる予算配分が必要と考える。

【電波利用料の料額について】

- ・弊社はNTT法で定められている離島・山間部におけるサービスの義務化や、災害対策法における指定公共機関という役割を担う必要性が

ら、引き続き減免措置を考慮していただきたい。また、総額でも現行の利用料額を据え置いていただきたい。

○NTT西日本より、資料3-5に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

- ・無線の用途や利用方針はNTT東日本と同様であるが、NTT西日本固有の条件として、離島やルーラルエリアが多く、電波利用料の対象となる無線局数がかかなり多いという点がある。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・国際競争力確保の観点から、基礎的研究の充実強化や、今後拡大する無線技術を利用した用途の研究開発・普及支援といった使途を要望する。
- ・高齢化により減少してきている無線技術者の裾野拡大・育成についてもポイントとなると考える。

【電波利用料の料額について】

- ・NTT東日本と同じであるが、引き続き減免措置を踏まえ、据え置きもしくは値下げを要望する。

(3) 公開ヒアリング（質疑応答・意見交換）

(2)の各社の説明を踏まえ、構成員（●）と質疑応答及び意見交換を行った。

- 各社にお聞きしたいが、地デジの完了に向けて、ギャップフィルターの設置促進が必要と考えられるが、そのような無線局に対して、電波利用料はどうあるべきと考えるか。
 - ・地方公共団体や共聴組合が免許人になるので、地デジの難視聴対策のために何らかの措置が必要と考える。放送事業者も同様のことを行うので、同じような措置をお願いしたい。（NHK）
 - ・ギャップフィルターは周波数の有効利用や難視聴解消に非常に有効なもので、今後かなり増えることが予想されるため、現在の料額をより具体的に見直して、適切にしていきたい。（民放連）
- NTT東西にお聞きしたいが、中山間部や離島において情報通信サービスを提供・維持するという枠組みには、ユニバーサルサービスという制度もある。この制度は、現在は対象が固定電話に限られているが、携帯電話やブロードバンドアクセスにも拡大しようという議論がユニバーサルサービス委員会で繰り返されているところではあるが、ユニバーサルサービス基金を活用するというやり方についてはどうか。
 - ・ルーラルエリアであっても、情報格差がないように、同じ料金体系で通信サービスを提供するということは、NTTの使命に鑑みても重要

だと思う。また、弊社単独の努力ばかりではなく、政府よりユニバーサルファンドや災害対策用無線等の減免等を考慮いただいて維持させていただいているのが現状である。今後ルーラルエリアにおいても、さらに多様な通信に対するニーズが出てくるため、弊社としての努力だけでなく、政府からの予算措置等についての協力についても重要な論点と考える。(NTT東日本)

- ・ユニバーサルサービスの対象に携帯電話やIP電話などを含めるのかと合わせ、どのように補填額を確保するのかという議論をしていただきたい。(NTT西日本)

●スカパーJ S A Tにお聞きしたいが、料額について、アップリンクとダウンリンクで周波数が違う使い方をしているときはどのように計算されているのか。

- ・電波利用料としては主にCバンド、つまり6GHz以下の周波数の部分で負担している。6GHz以下の周波数については、国内では地上のマイクロとの干渉の関係で、離島通信等を除いては、実態としてほとんど使われていない。しかし、人工衛星局にCバンドの中継機を搭載していると、免許を取得している全ての周波数帯に電波利用料がかかるため、衛星側の設備に電波利用料が大きくかかっている。また、Cバンドについては、主にアジア等の海外での利用を想定したサービスを提供しているが、国内的にはかなり限られた利用になっている。

●全部のトランスポンダの帯域についてかかっているのか、国内用に使っているところだけにかかっているのか。

- ・全部にかかっている。(スカパーJ S A T)

●民放連にお聞きしたいが、ショッピング番組等が比重を高めつつある状況において、公共性とは何なのかをお伺いしたい。

また、今後テレビの電波帯にホワイトスペースの利活用が混在してくる点も考慮し、加味すべき公共性をどのように考えるべきか。

- ・民放の公共性はラジオ・テレビともに国民が求める番組を制作して広く提供することにあると考えており、そのなかでショッピング番組については、コマーシャルと同様の性質ではなく、注文時間帯の自由さ等から、利用者によっては利便性が高いとの考えもある。さらに、非常時の災害放送、選挙運動時の選挙放送等、国民の生命・安全・財産というものを担う役割を持っているという点において、公共性を有していると考えている。

また、全国に広く遍くラジオ・テレビの番組を提供するという点で、本来経営的には難しいところについても国民の期待に応えるべく中継局建設などの努力をしている。この点についても、ご配慮いただけれ

ばありがたい。

ホワイトスペースの利活用について、放送事業者としては現在、非常に過密な電波状況の中でテレビ放送をしており、別の検討チームの場で「テレビの帯域をホワイトスペースとして利用することは、慎重に検討していただきたい」と申しあげているところだ。

課金については、基本的には無線局として電波の監理監視が必要なシステムであれば、電波利用の課金というのは適正なものと思うが、まだ具体的なことが明確になっていないため、今後の検討事項と考える。

(民放連)

- 民放連にお聞きしたいが、公共性といった場合に、情報格差の是正といった観点から地方局が果たす役割はどういうものか。
 - ・もちろん大きな役割を担っている。昨今の経済状況からして地元スポンサーのCM出稿が潤沢でない中でも、地元の皆様にローカル情報をたくさん発信しようと、地方局なりに、管理費圧縮等、経営効率を高めるための大変な努力をしている。(民放連)

- 各社にお聞きしたいが、前回のソフトバンクの提案の中に、電波利用効率を高めるために、置局した場合にその数に応じて課金されるという仕組みを改め、帯域幅にのみ統一して課金すべきではないかという提案があったが、これについてコメントをいただきたい。

また、今後の放送・通信が融合するような新しいサービスについての電波利用料徴収の考え方についてもご意見を伺いたい。

 - ・現在の利用料は電波利用共益費用という考え方を取っているため、電波監理のために必要な共益費は無線局の数とは無関係ではいられないと考える。

融合が進展した場合のサービスについての電波利用料徴収の考え方については、具体的なサービス内容によって扱いが異なるため、今のところコメントのしようがない。(NHK)
 - ・放送における現在の電波利用料制度は、まず帯域を決めて料額を決め、その後の割り振りを出力によって規定をしている。通信の場合がほぼ同じようなパワーであるのに対し、放送の場合には非常にハイパワーから微小なパワーまでであるため、現状の算定方法が妥当と思う。(民放連)

- 電波利用共益費用を負担するという現在の制度そのものの見直しも含めて考えた場合には、今の回答が変わるかもしれないと考えている。
 - ・ホワイトスペースを利用した無線局に関して電波利用料をどう考えるかということについて、基本的には無線局であるとすれば電波利用料の対象となると考える。詳細はまだ総務省にて検討中なため、その状

況を鑑みて十分検討したい。(民放連)

- 各社にお聞きしたいが、今後の放送・通信が融合された場合の電波利用料徴収の考え方についてお伺いしたい。
 - ・放送法の中で業務を行っているため、具体的なことが分からない限りコメントはできない。(NHK)
 - ・現実的にどういう形になるか定かではないため、現時点では考えは持っていない。(民放連)
 - ・スカパーでは同じ衛星を使って通信と放送を同時に行っているが、融合されるといっても、サービスの在り方そのものは結果的には違う形態を取るため、同じ仕組みの中で全てを論じることができるかは疑問である。(スカパーJ S A T)
 - ・放送事業自体に対して出資規制があり、自らなかなかサービスを提供できない状況にあるため、どこまで踏み込んで議論するのかということがある。
また、公共性について、定常時のアベイラビリティを広げるという点と、緊急時のライフライン維持という点から検討を行う必要がある。
(N T T東日本)
 - ・最終的に、利用者の利便性がどのように向上するかが重要である。放送についても、ルーラルエリアへの対策について議論が必要だと思っている。(N T T西日本)

- 各社にお聞きしたいが、利用者の立場からすると、地デジを自分が放送波として受信して見ているのか、あるいは無線LANや光経由で見ているのかというのはあまり認識されていないと思うが、そういう意味で通信や放送を意図しなくなる時期を予測されている場合には教えていただきたい。
また、視聴者の立場からするとNHKの受信料を払っているため、電波利用料も当然負担していると認識していたのだが、それは誤りか。
 - ・放送は、マスを対象にし、公共性を有する点が通信との大きな違いであると思う。融合の時期については、そのようなことを予測しているものは見たことはない。
電波利用料は、NHKでは受信料として、利用者から間接的に負担いただき、電波を利用することで還元されていると理解している。(NHK)
 - ・通信と放送の融合の時期等は、まだトライアルの状況であり調査はしていない。ケーブルテレビのデジタル化、IP再送信等の周囲状況を踏まえると、一部は融合が既の実現されていると認識しているが、全面的な融合時期については、確たることは申し上げられない。資料3

－ 2 の 5 ページの「携帯電話」と「放送」の電波利用料構造の違いを考慮すべきとした点については、民放連の立場で説明したものだということをご理解いただきたい。(民放連)

- 視聴者としては、広告収入の中で、間接的ではあるが負担しているという認識ではいるのだが。
 - ・ まず、携帯電話は基地局だけではなく携帯電話そのものが無線局としてカウントされ、電波利用料を負担している。しかし、放送の場合には、あくまでも、電波を出す送信機側、放送事業者が持っている設備のみがカウントの対象となる点についてご理解いただきたい。
広告収入の中に電波利用料が入っているという考えについては、広告収入を基にして国民の皆様が望む良質な番組の形で提供するのが民放の使命であり、できるだけ番組の形でお返しをしたいと考えている。
(民放連)
- そもそも電波利用料とは、不要な電波を監理するためにできたものである。NHKの受信料に電波利用料が入っているという考え方については、有料放送は電波利用料を取り、無料放送は取らないのかという議論になり、危険な考え方になる可能性が高く、電波利用料が何のためにあるのかという原点に戻る必要があると考える。
- 民放連にお聞きしたいが、資料 3－2 の 7 ページの意見の要旨の中の(2)①の後段の 3 行について、「非常災害時にはライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切と考える。」ということだが、おそらくこの「放送事業」の部分に「通信事業」を当てはめても同じことが言えるのだろうと思う。
また、この部分における経済的価値を「過度に反映」というのはどういう意味なのか、その定義を具体的なイメージを交えて教えていただきたい。現行制度は、過度に反映した電波利用料というお考えか。
 - ・ 「経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し」の部分は、現行の制度では、無線局全体にかける部分と、経済性に配慮する部分があり、例えば周波数帯域の幅や、放送の場合は放送地区というファクターなどを考慮することで「経済的価値」を反映している。つまり、特定の地区の生み出す収入の想定や、特定の周波数帯域の生み出す経済価値の想定を重視しすぎると、負担が大きくなる恐れがあることを申し上げたかった。(民放連)

(4) オークション制度について

- 第 1 回会合で議論となったオークション制度について、主要国の状況やわが国のこれまでの検討経緯についてまとめた資料 3－6 に基づき、

総務省から説明があった。

(5) オークション制度についての質疑応答・意見交換

(4)の説明を踏まえ、構成員(●)と質疑応答及び意見交換を行った。

- アメリカにおける700MHz帯のオークションについて、入札条件のオープン・プラットフォームについては、Google等が出した条件のうち、端末とアプリケーションのオープン化だけが認められ、卸売りの義務化や相互接続については認められなかったということだと思ふ。こうした議論から、ネットワーク中立性の観点や議論と深く関連するため、本調査会の任務や趣旨を超える部分も生じると思われる。

また、2000年に行われたイギリス、ドイツのオークションについて落札額が非常に高騰しているが、例えば、2000年のオランダのオークション等では高騰していない。そのため、3Gの設備投資が遅れたこととオークションの因果関係が議論になる。

- ・主要国以外の国について詳細に調べることはできないが、ドイツについては落札した6社のうち、2事業者がサービスをできず撤退した。また、日本では免許を出してからサービス開始までだいたい2年であるが、イギリス、ドイツでは4年近くかかっている。これがオークションによる負担のために設備投資が遅れたのかどうかについては、それだけが理由ではないと思ふが、1要因ではあったと思ふ。(総務省)

- アメリカにおける700MHz帯のオークションについて、公共安全等を目的とするDブロックの落札がなかった。日本における地デジ化後の跡地の4つの用途のうち、防災無線についても日本が現在行っている割当方式で割り当てた場合、結果的に収益性が伴わず、公費が投入される結果にならないかという危惧がある。オークションは経済価値という概念でそういうことを排除しているわけで、オークションが成立しないには成立しない理由があるのだということである。

- 4ページに記載された落札額の欄の意味は、各免許の落札額の合計でよいか。また、1免許あたりの平均を出すには落札額を落札免許数で割ればよいか。

・そのとおりである。(総務省)

- 最低落札価格についても合計か。

・そのとおりである。(総務省)

- 4 ページにオークション参加者数が 2 1 4 とあるが、5 ページでは落札額のうち 8 4 % をベライゾンや A T & T が占めたとある。残りの 1 6 % の中に新規参入は何社あったのかお聞きしたい。
- ・アメリカでは、携帯電話についても、ローカルについては大手ではなく小規模事業者が提供しているというケースが多々あり、そのような事業者が落札をしていると思われる。しかし、それらが既存の事業者なのか、オークションによって新規参入してきたのかまでは調査できていない。(総務省)

- D ブロックについては、エリア数が 1 になっており、1 免許あたりの価格が非常に高くなると思われるが、これは公共性の観点からエリアを分けないという判断なのか。
- ・ D ブロックの横に地方の警察や消防用の帯域が別に設けられており、通常は D ブロックを携帯電話事業者等が使いつつ、非常時にはその隣の周波数帯と合わせて、警察や消防が優先的に使えるようにすることが想定されている。これは、アメリカでは公共安全用無線の整備が非常に重要な課題となっており、そのために民間の力を活用しようということであり、そのためにはなるべく統一的な運営が必要になることから、全国 1 社ということになっていると理解している。(総務省)
- そうすると、定常時は普通に携帯電話会社が利用する想定という理解でよいか。しかし、落札されなかったのが今は使われていないということか。
- ・ そのとおりである。(総務省)

- 4 ページにおいて、免許数(エリア数)というのは、エリアを合計すると全土になるのか。例えば、全国展開したい事業者は全てのエリアに入札するという形になるのか。また、サービスしてもメリットが得られないというところには入札せず、良いとこ取りのような事例は生じたか。
- ・ 各ブロックが全国をカバーしているため、例えば A ブロックの 1 7 6 を押さえれば全国でサービスが提供できることになる。A ブロック・B ブロックについても、大手は大都市を中心とし、地方の小規模事業者は比較的ローカルのエリアに入札する傾向があった。(総務省)
- ということは、小規模事業者が落札した地域においては、不利益を被っている可能性もあるのか。
- ・ 今でもローカルエリアの携帯事業者は大手携帯事業者と接続をして、お互い通話は可能になっているため、そういう意味では特に不利益ということはない。(総務省)

(6) 内藤総務副大臣挨拶

○本調査会の今後の在り方等について以下のとおり発言があった。

- ・ 次回は新規参入を目指す事業者に、現在の比較審査方式やオークション制度についてどう考えているかについてヒアリングを行いたい。
- ・ 引き続き精力的な議論をお願いしたい。

6. その他

第4回の調査会は6月9日(水) 13:00から10階第1会議室にて開催する。

第4回は電波利用の新規参入者等の免許人以外を対象にヒアリングを実施する予定である。

以上